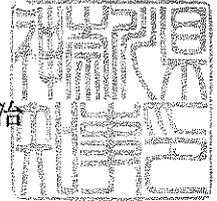


水第836号
令和3年1月15日

神奈川県漁業調整委員会
会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めた
いので、貴委員会の意見を求めます。

問合せ先

水産課漁業調整・資源管理グループ 原田

電話 045-210-4551 (直)

ファクシミリ 045-210-8853



＜なまこ漁業：横浜市地先海域＞

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 7 年 11 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

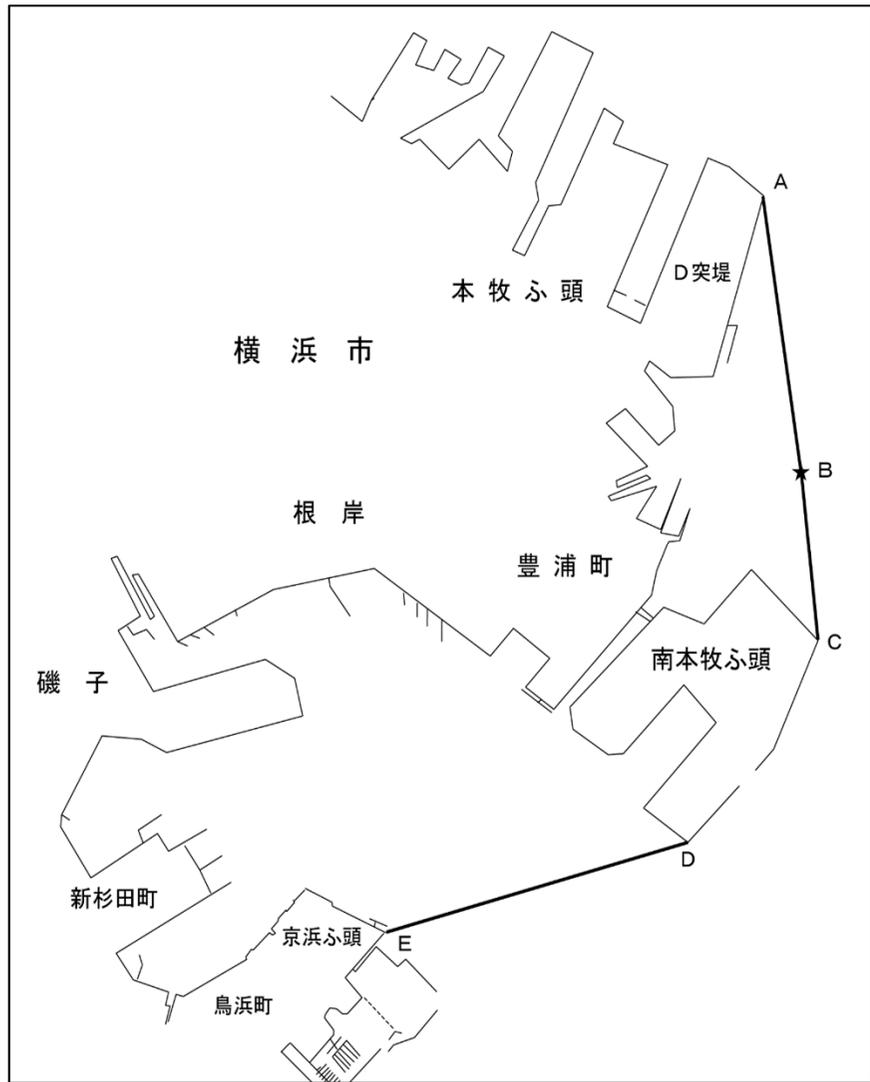
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ漁業	7	定めなし	点の位置 A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭D突堤護岸北東角 B 本牧沖灯浮標 C 南本牧ふ頭護岸北東角 D 南本牧ふ頭護岸南角 E 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角 区域 上記 AB、BC、DE 及び陸岸によって囲まれた区域 （参考図①）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中区に漁業根拠地を有する者	1 固定式刺し網（三枚網）による採捕に限る。 2 網目は 6.3 センチメートル以上とする。	令和 3 年 1 月 27 日から同月 31 日まで
なま	28	定めなし	区域 アイ， イウ， ウエ， エオ， オB， EF 及び	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市金沢区に漁業根	1 固定式刺し網（一枚網及び三	令和 3 年 1 月 27

こ 漁 業			<p>CDの7直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈 台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下 流端から北東方向に延びる護岸沿い60 メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下 流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5 メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上 流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上 流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅 切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿い にGから500メートルに位置する同護岸 天端海側端</p> <p>点の位置</p>	日まで	抛地を有す る者	<p>枚網)及び裸も ぐり漁法による 採捕に限る</p> <p>2 三枚網の網目 は6.3センチメ ートル以上とす る。</p> <p>3 一枚網は1月 1日から2月末 日まで使用して はならない。</p>	日から同 月31日 まで
-------------	--	--	--	-----	-------------	---	--------------------

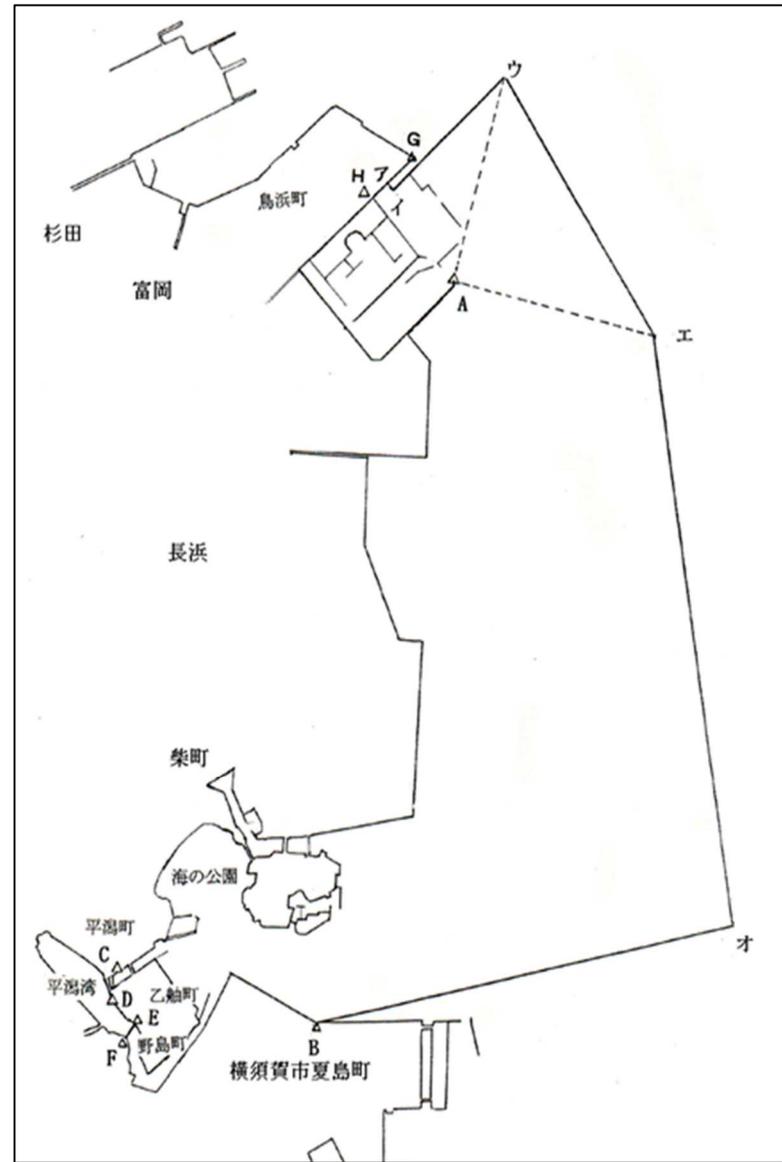
			<p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p> <p>(参考図②)</p>				
なまこ漁業	5	定めなし	<p>区域</p> <p>(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、E F及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに60メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに</p>	1月1日から12月31日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	<p>1 固定式刺し網(一枚網及び三枚網)による採捕に限る。</p> <p>2 三枚網の網目は6.3センチメートル以上とする。</p> <p>3 一枚網は1月1日から2月末日まで使用してはならない。</p> <p>4 操業区域のう</p>	令和3年1月27日から同月31日まで

			<p>7.5メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p> <p>区域</p>			<p>ち(2)においては、一枚網を使用してはならない。</p>	
--	--	--	--	--	--	---------------------------------	--

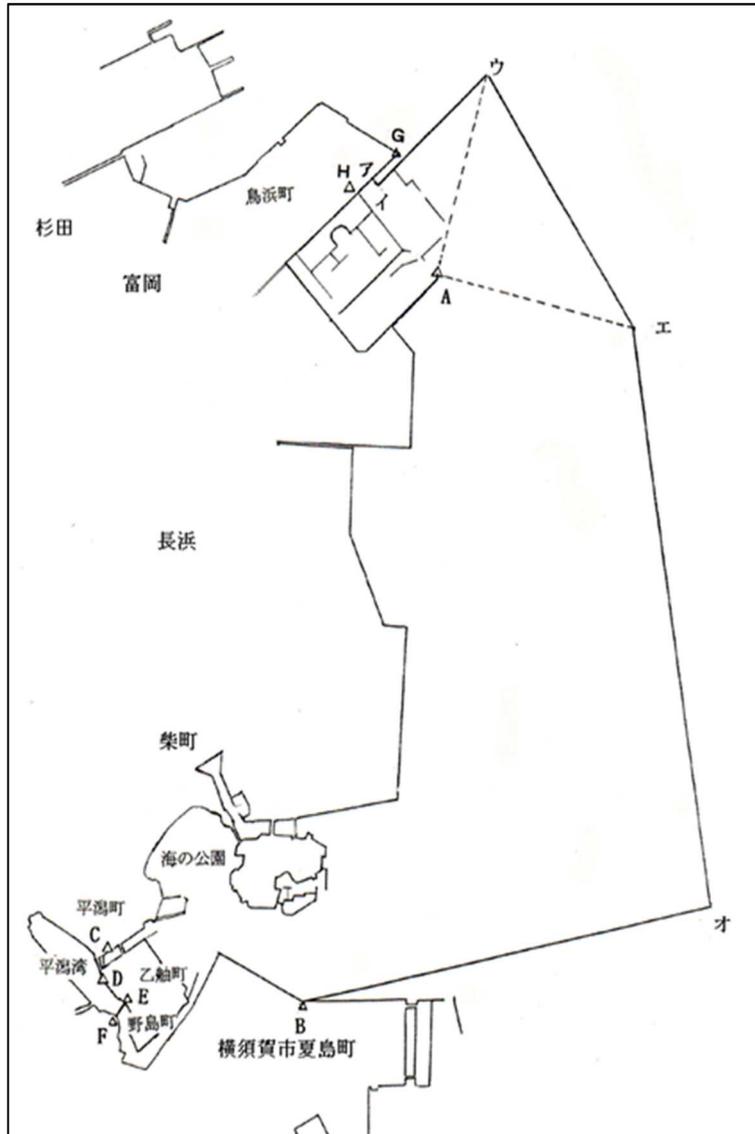
			<p>(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>カ 南本牧ふ頭護岸南角</p> <p>キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角</p> <p>ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端</p> <p>(参考図③)</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--



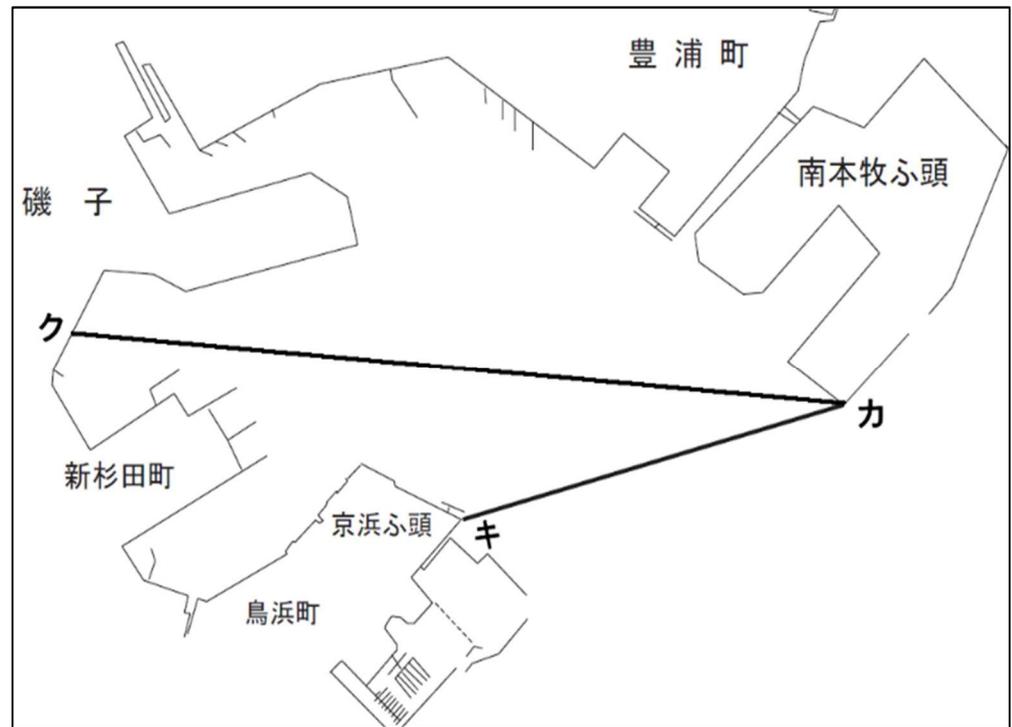
参考図①



参考図②



区域 (1)



区域 (2)

1 現状及び許可の必要性

当該海域（横浜市地先）においては共同漁業権が設定されていないが、自由漁業の裸もぐりによる採捕のほか、知事許可の固定式刺し網漁業による混獲・利用の実態がある。当該許可はなまこを目的としたものではないため、刺し網によりなまこを漁獲するためには、なまこ漁業の許可が必要となる。

2 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	なまこ漁業は、神奈川県漁業調整規則により小型機船底びき網及び潜水器漁業を除くと定義されており、それ以外の漁法がすべて含まれるため、一括して「なまこ漁業」とした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定めることとなっている。人数は、実態調査を実施し、裸もぐりによるなまこ漁業の操業実績がある者及び固定式刺し網漁業によりなまこを漁獲（混獲）している実績のある者の合計数の範囲内で、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる数とした。 計 40 人
操業区域	刺し網による混獲物の利用が主体である実態を考慮し、既存の固定式刺し網漁業の許可と同様の区域をとした。
漁業時期	刺し網による混獲物の利用が主体である実態を考慮し、既存の固定式刺し網漁業の許可と同様の時期とした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	実態調査の結果を踏まえ、関係する操業区域に係る、なまこの採捕及び刺し網に関する操業申し合わせを行っている地域に漁業根拠地を有する者とした。

3 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

- ・各操業区域において、現に操業実態のある漁法及びその補助となる漁法に限定する。

- ・各操業区域において、固定式刺し網を使用する場合は、現に許可されている固定式刺し網漁業の内容に合わせた制限を付加する。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 2 項においては申請期間を 1 月を下らない範囲とすることと規定しているが、当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときはこの限りでないとしている。

なまこ漁業の最盛期は冬から春にかけてであり、漁業経営への影響を考慮し、なるべく早期に許可をする必要があることから、申請準備等にかかる合理的な範囲内で短縮する。

なお、当該地区において、なまこは 2 月以降が漁期となるため、すみやかな許可の発出が必要である。

5 許可の有効期間の短縮について

令和 2 年 12 月 1 日に施行された改正漁業法及び神奈川県漁業調整規則の規定により、知事が漁業の許可等をしようとする場合は、資源状況や漁業の実態を考慮した上で、あらかじめ許可内容にあたる制限措置と、許可等ができる上限数（定数）を定めることとしている。許可の更新時期がずれていると、資源状況等について包括的な評価が難しくなり、制限措置や定数の策定について支障が出るおそれがある。

よって、有効期間の満了日を先行する許可にあわせるため、有効期間を短縮する

＜なまこ漁業：三浦市地先海域三崎漁港区域内＞

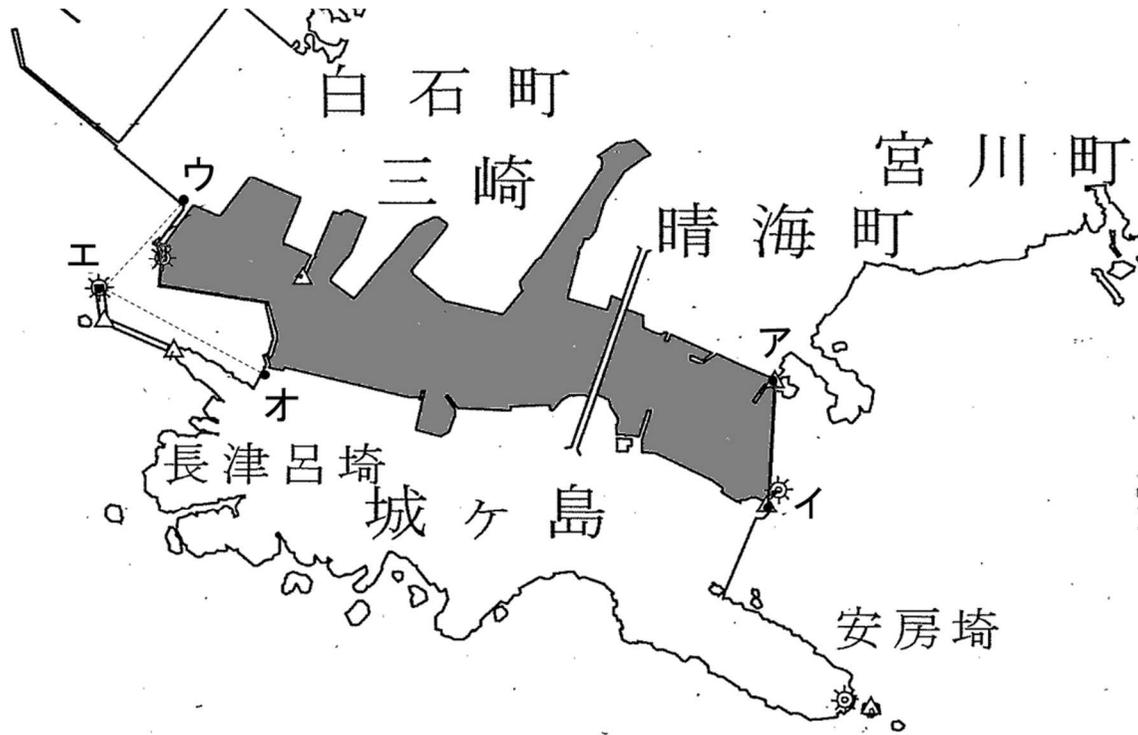
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 7 年 11 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ漁業	25	定めなし	点の位置 ア 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角 イ 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角 ウ 北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 36 分 35 秒の点 エ 北緯 35 度 8 分 22 秒、東経 139 度 36 分 26 秒の点 オ 北緯 35 度 8 分 14 秒、東経 139 度 36 分 44 秒の点 区域 アイ、ウエ及びエオの 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	三浦市に漁業根拠地を有する者	1 みづき漁法、たも網及び徒手による採捕に限る。 2 船舶の航行を妨げてはならない。	令和 3 年 1 月 27 日から同月 31 日まで

(参考図)



点の位置

- ア 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角
- イ 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角
- ウ 北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 36 分 35 秒の点
- エ 北緯 35 度 8 分 22 秒、東経 139 度 36 分 26 秒の点
- オ 北緯 35 度 8 分 14 秒、東経 139 度 36 分 44 秒の点

区域 アイ、ウエ及びエオの 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

(上図の灰色で示した区域が操業区域。)

1 現状及び許可の必要性

当該海域（三崎漁港区域内）においては共同漁業権が設定されていないが、自由漁業によるみづきによるなまこの混獲・利用の実態がある。そのため、今後も操業を続けるためには、なまこ漁業の許可を受ける必要がある。

2 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	なまこ漁業は、神奈川県漁業調整規則により小型機船底びき網及び潜水器漁業を除くと定義されており、それ以外の漁法がすべて含まれるため、一括して「なまこ漁業」とした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定めることとなっている。なお、人数は実態調査を実施し、なまこ漁業の操業実績がある者の数を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。 計 25 人
操業区域	三崎漁港内の共同漁業権の漁場の区域外のうち、なまこ漁業の操業実績がある区域とした。なお、入会海域のため、細分化せず一括した区域とする。
漁業時期	操業実態調査及び主漁獲物であるなまこの生態を考慮し、11月1日から翌年4月30日までとする。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	操業実態調査の結果を踏まえ、三浦市に漁業根拠地を有する者とする。

3 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

操業実態調査の結果を踏まえ、みづき漁法とその補完的な漁具・漁法（たも網、徒手）に限定する。

また、特定第3種の漁港区域内であり、水揚げや漁港整備・管理のための船舶の往来があるため、水面利用上・漁港管理上の必要から船舶の航行を妨げないことを条件として付加する。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 2 項においては申請期間を 1 月を下らない範囲とすることと規定しているが、当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときはこの限りでないとしている。

当該海域におけるなまこ漁業の最盛期は冬から春にかけてであり、漁業経営への影響を考慮し、なるべく早期に許可をする必要があることから、申請準備等にかかる合理的な範囲内で短縮する。

5 許可の有効期間の短縮について

令和 2 年 12 月 1 日に施行された改正漁業法及び神奈川県漁業調整規則の規定により、知事が漁業の許可等をしようとする場合は、資源状況や漁業の実態を考慮した上で、あらかじめ許可内容にあたる制限措置と、許可等ができる上限数（定数）を定めることとしている。許可の更新時期がずれていると、資源状況等について包括的な評価が難しくなり、制限措置や定数の策定について支障が出るおそれがある。

よって、有効期間の満了日を先行する許可にあわせるため、有効期間を短縮する